

令和3年12月23日判決言渡し 同日交付 裁判所書記官

令和3年(ネ)第518号 損害賠償請求控訴事件(原審・名古屋地方裁判所平成
30年(ワ)第3910号)

口頭弁論の終結の日 令和3年11月2日

5

判 決

控訴人兼被控訴人

(以下「一審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

正木健司

同

高見裕一

10

東京都中央区東日本橋2丁目13番2号

被控訴人兼控訴人

KOYO証券株式会社

(以下「一審被告会社」という。)

同代表者代表取締役

鐘ヶ江輝彦

15

福岡市中央区大名2丁目10番29号 福岡ようきビル3階 KOYO証券株式会社支店

被控訴人兼控訴人

阿部

(以下「一審被告阿部」といい、一審被告会社と一審被告阿部を併せて「一審被告ら」という。)

20

一審被告ら訴訟代理人弁護士

湊信明

同

服部毅

同

石田嘉奈子

主 文

25

1 一審原告及び一審被告らの本件各控訴をいずれも棄却する。

2 一審原告の控訴費用は一審原告の負担とし、一審被告らの控訴費用は一審被告らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 一審原告

原判決を次のとおり変更する。

5 一審被告らは、一審原告に対し、連帶して941万7468円及びこれに対する平成28年9月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 一審被告ら

(1) 原判決中一審被告らの各敗訴部分を取り消す。

(2) 上記各取消部分に係る一審原告の請求をいずれも棄却する。

10 第2 事案の概要

1 本件は、一審原告が一審被告会社に委託して行った取引所株価指数証拠金取引（以下「本件取引」という。）の勧誘において、一審被告阿部を含む一審被告会社の従業員らに、適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、指導助言義務違反、実質的一任売買、過当取引があり、違法であると主張して、
15 一審被告らに対し、一審被告会社については使用者責任又は債務不履行に基づき、一審被告阿部については共同不法行為に基づき、連帶して損害賠償941万7468円（本件取引の差引損失額795万4320円と弁護士費用146万3148円の合計）及びこれに対する取引終了日の翌日である平成28年9月17日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求める事件である。

20 原審は、一審被告会社の従業員らによる新規委託者保護義務違反及び過当取引を認め、一審原告の過失割合を4割として過失相殺し、一審原告の請求を、一審被告らに対し、連帶して522万0029円及びこれに対する平成28年9月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう求める限度で認容し、その余をいずれも棄却したところ、それぞれの敗訴部分を不服として、当事者双方が控訴した。

2 前提事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正し、
第3のとおり当審における当事者の主張を補充するほかは、原判決の「事実及
び理由」中の第2，2及び3に記載のとおりであるから、これ（別紙を含む。）
を引用する。

- 5 (1) 原判決2頁23行目の「称号は」を「商号は」と改める。
- (2) 原判決2頁26行目の「商品先物取引及び取引所株価指数証拠金取引を業
とする」を「商品先物取引法に基づく商品市場における上場商品の取引等を
目的とする」と改める。
- 10 (3) 原判決3頁5行目の「(乙1, 4, 6, 7)」を「(甲1, 10, 乙1, 4,
6, 7)」と改める。
- (4) 原判決6頁9行目の「(乙1, 6)」を「(乙1, 6, 12)」と改める。
- (5) 原判決8頁24行目の「進め、」を「勧め、」と改める。

第3 当審における当事者の主張の補充

1 一審原告

15 (1) 適合性原則違反

一審原告が当初入金した500万円の証拠金の範囲内の取引を望んでい
たことからすれば、500万円の証拠金を超える取引は一審原告に適合しな
い取引であり、一審原告が本件取引について具体的な保有建玉の状況に照ら
して適切な取引を判断することができる程度に理解していなかったことから
すれば、一審原告はくりっく株365の取引市場から排除されるべきであつ
たといえ、一審被告会社の従業員らには取引開始時における適合性原則違反
が認められ、また、一審原告の投資知識・経験、投資意向等に照らして過當
な取引を勧誘したことからすれば、取引継続段階における適合性原則違反も
認められるべきである。

25 (2) 説明義務違反

一審被告会社の従業員らは、くりっく株365の取引の基本的な仕組みと

リスクについて具体的に理解できるような説明をしなかったし、平成27年11月26日に50枚の売建玉が手数料不抜けて決済され、翌27日に20枚の買建玉が損切り決済された際などに、個々の取引の意味内容やリスク、手数料負担等について、十分な説明をしなかったから、説明義務違反が認められるべきである。

(3) 過失相殺

本件取引における一審被告らの違法性は重大であり、取引未経験者であつた一審原告の責めに帰すべき過失はないか、あるとしても4割よりは低い。

2 一審被告ら

(1) 新規委託者保護義務違反

一審原告は、株式の現物取引及び投資信託の経験があり、日経平均株価の変動要因やリスクなどの知識を有し、一審被告会社の従業員らからくりつく株365の取引の仕組みやリスク等について説明を受けて理解していたから、保護すべき新規委託者には該当せず、取引規模が拡大したのは、一審被告会社の従業員らが様々な手段を提案したにもかかわらず、一審原告が損切りやロスカットを嫌がり、両建てに固執し、自ら複雑な注文を行ったためであるから、一審被告会社の従業員らに新規委託者保護義務違反は認められない。

(2) 過当取引

一審原告は短期売買により利益を得ることを目的として証拠金の追加入金をしたこと、一審原告は一審被告会社の従業員らが提案する複数の選択肢の中から自らの意思で選択して本件取引を行い、自らサポートデスクに電話して本件取引を行うこともあったこと、一審原告に発生した売買損失は一審原告が損切り決済を嫌がったことにより生じたものであることからすると、過当取引は認められない。

(3) 過失相殺

一審原告がハイリスク・ハイリターンの本件取引を主体的、積極的に行つ

たことなどからすれば、一審原告の過失割合は4割を超える。

第4 当裁判所の判断

1 当裁判所も、一審原告の請求は、一審被告らに対し、連帶して522万00
29円及びこれに対する平成28年9月17日から支払済みまで年5分の割
合による金員を支払うよう求める限度で理由があり、その余はいずれも理由が
ないと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の第3、1から3
までの記載を次のとおり補正して引用するほか、後記2及び3のとおり当審に
おける当事者の補充主張に対して判断するとおりである。

- (1) 原判決18頁22行目の「(乙9, 10, 証人中山)」を「(乙9, 10, 1
5, 証人中山)」と改める。
- (2) 原判決19頁6行目の「上記担当者から、」の次に「手数料について、建玉
1枚当たり片道4320円、往復8640円であることを確認されたほか、」
を加える。
- (3) 原判決19頁23行目の「求めた(乙15, 証人中山)。」を、「求めた。一
方、一審被告阿部は、同月27日午前11時5分頃、一審原告に対し、20
枚の買建てを勧誘し、同日午後3時52分頃、その損切り決済と55枚の売
建てを勧誘した(乙14の4・5, 15, 26, 証人中山(原審))。」と改め
る。
- (4) 原判決23頁15行目の「(前記認定事実(5)ア, エ)」を「(前記認定事実(4)
ア, エ)」と改める。
- (5) 原判決23頁25行目の「(前記認定事実(5)ア)」を「(前記認定事実(4)ア)」
と改める。
- (6) 原判決24頁1行目の「(前記認定事実ウ)」を「(前記認定事実(4)ウ)」
改める。
- (7) 原判決24頁3行目から4行目にかけての「(前記認定事実(5)エ)」を「(前
記認定事実(4)エ)」と改める。

- ● ● ● ●
- (8) 原判決27頁9行目の「取引参加者又はその外務員は、」を「一審被告会社の担当者その他の従業員は、」と、同15行目から16行目にかけての「取引参加者又はその従業員が」を「一審被告会社の担当者その他の従業員が」とそれぞれ改める。
- 5 (9) 原判決28頁4行目から5行目にかけての「建玉決済36件」を「建玉決済44件」と改める。
- (10) 原判決29頁12行目の「同月26日、」を「同月25日、」と改める。
- 10 (11) 原判決32頁17行目から18行目にかけての「僅か2日後である同月26日に」を「翌日である同月25日に」と改める。
- (12) 原判決32頁19行目から20行目にかけての「(前記認定事実(4)オ,(5)イ,エ)」を「(前記認定事実(4)オ, (5)イ, エ, オ)」と改める。
- (13) 原判決34頁18行目の次に次を加え、同19行目の「(6) 小括」を「(7) 小括」と改める。
- 15 「(6) 一審被告阿部の責任について
- 一審被告阿部は、一審被告会社の名古屋支店長であるところ（前示前提事実(1)ウ）、本件取引開始後の平成27年11月25日に、一審原告に対して更に資金を入金して買建玉を増やすことを提案し（前示認定事実(5)イ）、同月27日に買建てとその損切り決済と売建てを勧誘した（前示認定事実(5)ウ（補正後））と認められ、これらの一審被告阿部の行為が押山その他の一審被告会社の従業員の行為と相まって、新規委託者保護義務違反の取引及び過当取引に当たる取引の勧誘の不法行為を構成するというべきである。
- 20 したがって、一審被告阿部は、押山その他の一審被告会社の従業員が行った新規委託者保護義務違反の取引又は過当取引に当たる取引の勧誘行為につき、これらの従業員とともに、共同不法行為責任を負うというべきである。」
- 25

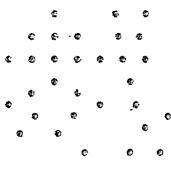
- (14) 原判決35頁6行目の「(前示(1)エ)」を「(前示2(1)ア)」と改める。
- (15) 原判決35頁15行目の「(原告本人52頁)」を「(原審における一審原告本人52, 53頁)」と改める。
- (16) 原判決35頁20行目の「475万0029円であり, これと相当因果関係のある弁護士費用は」を「475万0029円となる。また, 一審原告は本件訴訟を弁護士に委任して提起, 追行しており(顕著な事実), これに要した費用のうち一審被告阿部ほか一審被告会社の従業員らによる不法行為と相当因果関係があるのは」と改める。

2 当審における一審原告の補充主張に対する判断

- (1) 適合性原則違反について

前記1(引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3, 2(1)(補正後))のとおり, くりっく株365は, 取引の仕組みに複雑な面があり, 数十倍のレバレッジがあるハイリスク・ハイリターンの取引であるものの, 広く知られた日経平均株価を取引の対象とするものであり, リスクの程度は取引の規模によること, 一審原告は長年にわたって会社を経営し, 株式の現物取引及び投資信託の経験を有し, 日経平均株価に関する相場観を一定程度有していたこと, 一審原告がハイリスク・ハイリターンの取引を志向していたこと, 一審原告が本件取引当時合計400万円を超える年収を得ており, 400万円程度の預貯金を有し, 小規模企業年金に2400万円余りの掛金を納付し, 一審原告の一存でいつでも解約して現金化することができる購入金額1500万円の投資信託を保有していたことなどに照らすと, 一審原告をくりっく株365の取引に勧誘したことが適合性原則から著しく逸脱するとは認められない。

また, 一審原告の取引継続段階における適合性原則違反の主張は, 過当取引と同旨であり, その違法性を判断すれば足り, さらに適合性原則違反に当たるかを判断する必要性はない。

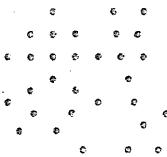


したがって、一審原告の前記第3、1(1)の主張は採用できない。

(2) 説明義務違反について

前記1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3、2(2)）のとおり、
一審被告会社の従業員が、「くりっく株365とは？」から始まる10枚の書
面（甲1）を交付し、預託する証拠金額、ロスカット幅及び日経平均株価の
変動に応じた損益額について書面に書き込みをしながら説明したこと、一審
原告においても、くりっく株365の仕組み及びリスク等を理解した旨の書
面を作成し、電話審査の際にも、くりっく株365の取引がハイリスク・ハ
イリターンであり、元本保証ではなく預託金以上の損の可能性があることや、
ロスカット制度についても理解していたことからすれば、一審原告に対して、
くりっく株365の取引の基本的な仕組みとリスクについて説明がされたも
のというべきである。

また、平成27年11月26日の手数料不抜け決済の際に（原判決別紙建
玉分析表N○.2, N○.3）、一審原告に対してどのような説明がされたか
は明らかではないが、前記1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第
3、1(4)エ（補正後）及び同2(5)イ）のとおり、一審原告は本件取引開始時
に手数料の額について確認されているし、同月27日午前11時5分に買建
てされた20枚の買建玉が数時間後の同日午後3時52分には損切りで決済
された際に（原判決別紙建玉分析表N○.4, N○.5）、一審被告阿部が、
一審原告に対し、損切りになること、損切り決済による損失額、その時点での
日経平均株価の数値、ロスカット幅について説明せず、決済せずに日経平
均株価が値上がりするのを待つか否かについて一審原告の意向を確認する
こともなかったが、証拠（乙14の4・5）によれば、日経平均株価が上
がる予測で買建したもの、予測に反して下がってきたために、買建玉を決
済して売建玉を建てることは説明されていると認められ、具体的な数値は挙
げられていないものの、損切りになることが理解できる程度の説明はされて



いるといえるから、これらの取引について一審被告会社の従業員らに説明義務違反があったとまではいえず、その他の個々の取引において説明義務違反があったとも認められない。

したがって、一審原告の前記第3，1(2)の主張は採用できない。

5 (3) 過失相殺について

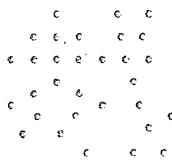
前記1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3の1(4)及び(5)，同3(2)（いずれも補正後））のとおり、一審原告が、ハイリスク・ハイリターンの取引を志向して本件取引を開始したこと、証拠金の追加入金をして本件取引を継続したこと、一審被告会社の従業員らから本件取引の内容について一応の説明を受け、承諾して本件取引を行ったこと、自らサポートデスクに電話して本件取引を行うこともあったことなどを考慮すれば、一審原告が損害の拡大に寄与した過失割合を4割とするのが相当であり、この判断は、一審原告の前記第3，1(3)の主張によても左右されない。

3 当審における一審被告らの補充主張に対する判断

15 (1) 新規委託者保護義務違反について

前記第2，2及び第4，1（各引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第2，2(3)イ（補正後）及び第3，2(3)イ）のとおり、一審原告は、くりつく株365のような差金決済を前提とする証拠金取引の経験はなく、その知識も有していないかったことに加え、専任の担当者から相場情報の提供や運用アドバイスを受けられるという経験がない又は経験が浅い顧客向けのコンサルティングコースを選択していることからすれば、一審原告に株式の現物取引や投資信託の経験があることを考慮しても、一審原告は保護すべき新規委託者に当たるというべきである。

また、前記第2，2及び第3，1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第2，2(3)イ並びに第3，2(3)ア及びウ（補正後），同3(1)）のとおり、一審被告会社の従業員らは、無理のない金額の範囲内の取引を勧め、限度



を超えた取引をすることのないよう助言すべきであったのに、本件取引開始から約3か月の間に、新規建玉26件、建玉決済44件、建玉枚数563枚の取引を勧誘し、その中には相当回数のいわゆる特定売買が含まれ、短期的な売買が繰り返され、複雑な注文が行われていたこと、本件取引はコンサルティングコースによる取引であり、委託手数料が建玉1枚当たり片道4320円（日計り決済時は2160円）と高額であり、一審原告の損害に対する手数料の割合（手数料化率）は約52.2%に上ること、一審原告が証拠金の追加入金に難色を示し、取引の拡大に懸念を示していたことなどからすると、一審原告に明らかに過大な取引をさせたというべきであり、新規委託者保護義務違反が認められることは明らかである。

したがって、一審被告らの前記第3、2(1)の主張は失当である。

(2) 過当取引について

上記(1)に掲げた事実に加え、一審被告会社の従業員らが本件取引開始の翌日に証拠金の追加入金を勧誘し、その後も証拠金の追加入金を勧誘したこと、ほとんどの本件取引が一審被告会社の従業員らの提案を一審原告が受け入れる形で決められていることからすれば、一審被告会社の従業員らにより過当取引に当たる取引の勧誘が行われたというべきことは前記1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3、2(5)（補正後））のとおりであり、一審被告らの前記第3、2(2)の主張は採用できない。

(3) 過失相殺について

一審原告が損害の拡大に寄与した過失割合を4割とするのが相当であることは、前記1（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3、3(2)（補正後）及び2(3)のとおりである。

したがって、この割合を超えるとの一審被告らの前記第3、2(3)の主張もまた採用の限りではない。

第5 結論

○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

よって、一審原告及び一審被告らの本件各控訴はいずれも理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第1部

5

裁判長裁判官 松 村 徹

裁判官 永 山 倫 代

10

裁判官 溝 口 理 佳

これは正本である。

令和3年12月23日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判所書記官 稲垣 浩

